

# 参考資料1

## これまでのご意見(健康診断の実施方法)

- ・健康証明は全員受けることになるが、生活習慣病予防健診は受けていない。項目を一本化することもありうるのではないか。
- ・船員手帳の記入項目については、本当に必要な項目に絞り込むべき。
- ・健康指導を進めるため、健康証明の提出を求めるが、コピーの送付など手続きが煩雑。
- ・生活習慣病予防健診は受けられる病院に限られる一方、船員手帳の健康証明はあまり立派な検査を実施しているわけではない。
- ・健康証明のための健康診査については、指定医のいる病院で生活習慣病予防健診とセットで受けるのが通常。健康証明のための健康診査の基準や方法について、陸上のものと異なる。

## これまでのご意見(健康診断後の事後措置等)

- ・ 健康証明のための健康診査を受けても、乗船すると保健指導を受ける環境がない。遠隔での対応ができる会社も多くない。
- ・ 特定保健指導を進めるため、健康証明書のデータ提出を事業者に依頼しているが、2～3割程度しか集まらない。
- ・ 健康証明のための健康診査のデータについて、健診実施機関が船員保険会の実施機関であれば、データが集まりやすいが、それ以外の医療機関で実施した場合は集めることが難しい。
- ・ 生活習慣病予防健診の受診率が低く、健診後の特定保健指導の受診率も低い。
- ・ 40～74歳の特定保健指導を進めるため、健康証明の提出を求めるが、コピーの送付など手順が煩雑。
- ・ 小規模事業者の対応をどうするか。遠隔での対応やデータ保存の方法について検討が必要。
- ・ 健診後の結果の内航船員集団として、漁船員、外航船員あるいは陸上勤務者との比較の上での分析が必要。
- ・ 健康診断の結果について、ウェブ利用などによる通知もすべきではないか。
- ・ 保健指導へのICTの活用も可能性として検討すべきではないか。